掲載内容

第一編 保健医療

第一章　保健医療施設

●医療法
○医療法施行令
○医療法施行規則
○医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業等の業務又は病院等に関して広告することができる事項
第二章　医師、歯科医師その他の保健医療従事者

●医師法
○医師法施行令
○医師法施行規則
○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令
○医道審議会令

●歯科医師法
○歯科医師法施行令
○歯科医師法施行規則
○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令

●外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律
○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令
○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

●診療放射線技師法
○診療放射線技師法施行令
○診療放射線技師法施行規則

●臨床検査技師等に関する法律
○臨床検査技師等に関する法律施行令
○臨床検査技師等に関する法律施行規則

●保健師助産師看護師法
○保健師助産師看護師法施行令
○保健師助産師看護師法施行規則

●看護師等の人材確保の促進に関する法律
○看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令
○看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則

●理学療法士及び作業療法士法
○理学療法士及び作業療法士法施行令
○理学療法士及び作業療法士法施行規則

●視能訓練士法
○視能訓練士法施行令
○視能訓練士法施行規則

第三章　保健医療対策
第四章　その他の保健医療

第二編 生活衛生

第一章　生活衛生関係営業
第二章　食品保健等
第三章　水道等
第四章　その他の生活衛生

第三編 薬務

第一章　薬事
第二章　薬剤師
第三章　医薬品医療機器総合機構
第四章　毒物、劇物
第五章　麻薬
第六章　血液

第四編 参考法令

第一章　行政組織・行政救済
第二章　地方制度
第三章　社会保障
第四章　環境保全

第一編第二章の途中までの細目次を掲載し、第二編～第四編までの細目次は省略してあります。

組見本（A5判縮小）

歯科口腔保健の推進に関する法律

（平二三・八・一〇法一二五）
施行　平二三・八・一〇（附則参照）

（目的）
第一条　この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）
二条　歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

推進すること。
三　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公
第三条　国は、本理念」という。）に進に関する施
2　地方公共団腔保健の推進図りつつ、そ及び実施する

（歯科医師等の
第四条　歯科医の歯科医療及び第十五条能の回復にその他歯科医者との緊密行うとともに健の推進に関るものとする

（国民の責務）
第六条　国民は、歯科を持ち、生涯にわた

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

（平二三・五・一六厚労告一六〇）

肝炎対策基本法（平成二一年法律第九十七号）第九条第一項の規定に基づき、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を次のように策定したので、同条第四項の規定により告示する。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎により患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

近年、我が国における3型肝炎及びC型肝炎に係る対

平成24年版の主な改正内容

〈新規登載された法令〉

○歯科口腔保健の推進に関する法律
○肝炎対策の推進に関する基本的な指針　　など4件

〈一部改正された法令〉

○医療法・同法施行令・同法施行規則
○看護師等の人材確保の促進に関する法律
○言語聴覚士法施行令
○柔道整復師法施行令
○地域保健法・同法施行令
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律・同施行令
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律・同法施行規則
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・同法施行令・同法施行規則
○予防接種法・同法施行令・同法施行規則
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法・同法施行令・同法施行規則
○検疫法施行令・同法施行規則
○口蹄疫対策特別措置法・同法施行令・同法施行規則
○がん対策基本法
○美容師法
○クリーニング業法
○食品衛生法施行規則
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律・同法施行規則
○薬事法・同法施行令・同法施行規則
○毒物及び劇物取締法・同法施行令・同法施行規則
○麻薬及び向精神薬取締法施行令・同法施行規則
など100余件

平成24年版

実務 衛生行政六法

編集　衛生法規研究会

衛生行政に関わる法令を完全整理した実務六法!!

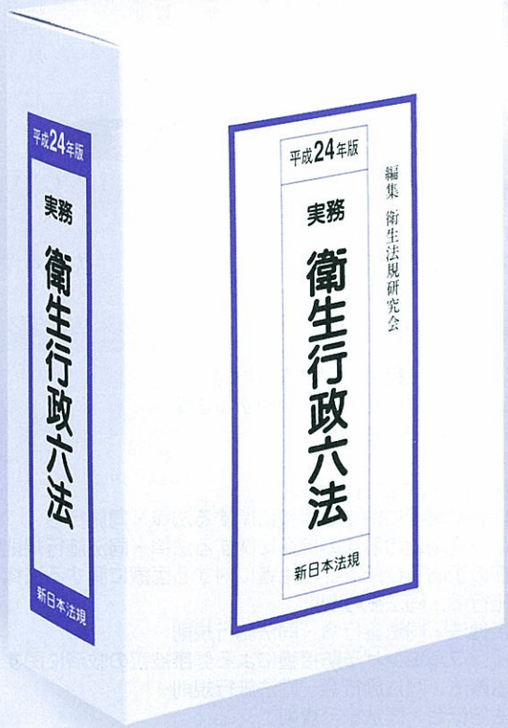

最新の内容で発行！
ぜひこの機会にお求めください。

本年版の特色

新規登載された法令

●歯科口腔保健の推進に関する法律
●肝炎対策の推進に関する基本的な指針
など4件

一部改正された法令

●医療法・同法施行令・同法施行規則
●予防接種法・同法施行令・同法施行規則
●口蹄疫対策特別措置法・同法施行令・同法施行規則
など100余件

●主な改正内容は裏面をご覧ください。

A5判・ケース付・総頁3,160頁
定価 6,510円(本体6,200円)送料450円

0120-089-339　受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
ホームページ　http://www.sn-hoki.co.jp
新日本法規Web で 検索
E-mail　eigyo@sn-hoki.co.jp

＊本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度（グリーン購入法適応）を使用しております。

創業1948年　新日本法規出版

本社・総精本部　〒460-8455　名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社　〒060-8516　札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社　〒981-3195　仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社　〒337-8507　さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社　〒460-8456　名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社　〒540-0037　大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社　〒730-8558　広島市中区橋本町3番22号
高松支社　〒760-8536　高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社　〒810-8663　福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2011.11)10311

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。